

協 定 書 （ 例 ）

河南町開発指導要綱（以下「要綱」という。）第49条の規定により、河南町
番地外 筆における開発行為について、南河内郡河南町（以下「甲」とい
う。）と開発者（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり
協定を締結する。

記

（開発の位置及び計画）

第1条 開発の位置及び計画は、別添図書のとおりとする。

（計画の変更）

第2条 乙は開発の施工上、開発計画の変更を必要とする場合は、そのつど甲に申し出
て、甲の承諾を得るものとする。

（損害負担）

第3条 開発工事中、乙の過失により生じた損害（道路の破損、住民に対する迷惑等こ
の開発に起因するすべての迷惑行為を含む損害）は乙が負担保証するものとする。

（要綱の厳守）

第4条 乙はこの開発行為に関するすべての項目について、要綱を厳守しなければならない。

（協議）

第5条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項について
は、そのつど甲、乙協議するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、おのおの各
1通を保有する。

年 月 日

甲 大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6
南河内郡河南町
河南町長

乙